

## 10 学生生活

### (1) 学生への経済的支援

#### 1) 奨学金その他学生への経済的支援を図るための措置の有効性、適切性

#### 【現状の説明】

##### a. 奨学金による学生への経済的支援

(a) 大学が取り扱う奨学金の種類および金額

本学学生に関係する奨学金制度は、以下の種類に大別することができる。

- ① 本学独自の奨学金制度
- ② 国からの奨学金制度（独立行政法人日本学生支援機構奨学金）
- ③ 地方公共団体からの奨学金制度
- ④ 公益法人等からの奨学金制度
- ⑤ 企業法人からの奨学金制度

ここでは、本学奨学生のおよそ半分の割合を占める本学独自の奨学金制度および日本学生支援機構奨学金制度について、以下の表 I-10-1、I-10-2 に、それぞれの制度の種類および金額を示す。

表 I-10-1 大同工業大学奨学金制度種別一覧

種 別		免除・支給・貸与金額	期間等	返還方法・期間
学業奨励生		3万円相当の金品を支給	年1回	返還の義務なし
入学時特別奨学生		本学に納入する学生納付金（入学金、授業料および施設協力費）と国立大学学生納付金（入学金および授業料）との差額に相当する額を免除	入学年度から最短修業年限	
スポーツ特別奨学生	第1種			
	第2種	入学金の全額免除	入学時	
一般貸与奨学生		月額3万円を貸与	採用時から最短修業年限（無利子）	卒業後、最長10年間
緊急時特別貸与奨学生		授業料、施設協力費の年額の2分の1相当額を貸与	3年次および4年次の4学期のうち2学期（無利子）	

表 I-10-2 日本学生支援機構奨学金制度

種 別	通学形態	貸与月額	期間等	返還方法・期間
第1種 (無利子)	自宅	53,000円	採用時から最短修業年限	卒業後、最長20年間
	自宅外	63,000円		
第2種 (有利子)	3万、5万、8万、10万から選択			
緊急・応急採用奨学金	家計支持者が失職・破産・倒産・病気・死亡、または火災・風水害等により家計急変が生じ、緊急に奨学金が必要になった場合に申し込むことができる。(ただし、事由発生から1年以内)			
入学時特別増額貸与	入学時に、条件を満たすものに対し、希望により30万円が増額して貸与される。			

## (b) 本学における奨学金採用状況

①、②の貸与奨学金制度による平成12年度から平成16年度の5年間の奨学生採用者についてまとめておく。1学年の約25%の学生が奨学金の貸与を受けている。日本学生支援機構は、入学後の定期採用数よりも、高校在学中の予約採用数の拡充を図っており、今後も予約採用候補者の増加が見込まれる。本学に定期採用分で割り当てられる採用枠も年々増加してきており、両者を合わせて奨学生は今後ますます増加していくことが予想される。このような状況で、本学の採用状況は、定期募集時に奨学金の貸与を希望した者は、ほぼ全員が学内または日本学生支援機構の奨学金貸与を受けることができている。③から⑤の奨学金制度については、経済情勢の悪化のため採用人数が減少し、本学における採用実績は過去5年間で③が9人、④、⑤に関しては0人と極めて少ない。

また、本学では貸与奨学金制度の他に、独自に学業奨励制度を設け、学生の勉学を奨励する目的で、学部生の2年次生以上を対象に、各学科・各学年で前年度の成績が上位1割以内の学生に対して30,000円相当の金品を支給している。平成16年度では、233名が、その対象となった。

## (c) 奨学生の募集・推薦および選考

奨学生募集案内は、事務ガイダンス、学内掲示、学生向け新聞（APPLES）および大学ホームページにより行っている。奨学生の推薦および選考は、学部生は学生委員会において、奨学金制度の定める推薦基準に従って行っている。

## b. アルバイトによる学生の経済的支援

アルバイトの紹介業務は、学生室で行っている。アルバイトの求人申し込みを受けた場合、求人内容について、危険なもの、健康を害する恐れのあるもの、教育上好ましくないもの等の制限職種（東海地区アルバイト連絡協議会において合意）に該当しているかどうかを検討し、内容が適正と判断される求人に対する求人票を学生室カウンターに備えて、学生が自由に閲覧できるようにしている。

## c. その他の経済的支援

学生納付金は、やむをえない理由により期限内に納付できない場合、2ヵ月間の範囲内で延納が認められている。延納を希望する学生は、学生納付金延納願を保証人が押印した上で学生室に提出する。

私費外国人留学生には、授業料減免制度がある。経済的に困窮し、留年、休学中でないこと等の条件は付けられるが、授業料の30%が減免される。過去4年間における私費外国人留学生の授業料減免状況は、留年をした学生を除いて全員が受給しているが、その数は一桁と留学生そのものが極めて少ない現状である。

## 【点検・評価】【長所と問題点】

### a. 奨学金制度の運用

学部1年次生の過去4年間における日本学生支援機構奨学生の採用状況は、表I-10-4に示すように、この間に入学した全学生の約25%である。これは、奨学金の貸与を希望する学生のほぼ全員に相当している。日本学生支援機構の奨学生募集と同時に学内の貸与奨学生の募集も

行っており、奨学金貸与希望者のほぼ全員がどちらかの奨学金に採用されている。本学の貸与奨学生選考基準は、日本学生支援機構が奨学金システム「イクシス」を導入したことに伴い、支援機構の基準に準じてイクシスを用いて選考している。

緊急時特別奨学制度は、創設以来、毎学期2・3名の利用申請があり、採用基準を満たす希望者全員が採用されている。本制度は、近年の経済状況の悪化による家計の急変等で、本来ならば、学業を断念せざるを得ない学生に、緊急的に大学が学納金を貸し付けることにより、学業の継続をバックアップすることができている。本学独自の貸与奨学制度とともに、緊急時特別奨学制度は、全国の大学でも数少ない奨学制度であり、高く評価することができる。

学部生に対する奨学金制度は、本学独自の奨学制度と日本学生支援機構とを合わせて、希望者のほぼ全員が採用されており、いずれも現時点で有効に機能している。

### **b. アルバイトによる学生の経済的支援**

求人は、直接求人者が来学し、アルバイトの内容を詳細に説明し、制限職種に該当していないかをチェックした上で受け付けている。職种的には、軽作業、販売業等の良質のアルバイトが7割程度を占め、学生にとって適切なアルバイトを紹介している。しかし、学業優先の観点から、本学では掲示板等による積極的な求人案内は行っていない。したがって、その他の方法（各種のアルバイト情報誌からの情報や、先輩や知人の紹介等を通して）によって、アルバイトをする学生が多いことがうかがわれる。多くの学生が自由時間の相当量をアルバイトに費やしていることが、結果的に、クラブ加入率の低さや学生諸行事への参加率の低さ、さらには、授業中の居眠りや授業欠席へとつながる要因となっている。学生には学生便覧（ATTENTION PLEASE）、ガイダンス、学生向け新聞（APPLES）等で注意を促しているが、十分な効果を上げていないのが現状である。

実態としては、深夜におよぶアルバイト等、既述のアルバイト制限職種に該当するものも含まれ、翌日の授業の出席に支障をきたし、単位の未取得⇒留年⇒退学へと繋がっていく学生もいる。「アルバイトは必要最小限に留めて行う」ように指導を強化している。良質なアルバイト情報の入手先として、本学学生室の役割は大きいですが、できればアルバイトをしなくても済むように、奨学金制度をさらに充実していきたいと考える。

### **c. その他の経済的支援**

過去4年間における学生納付金の延納願届の受付状況は、毎年200件程度となっている。平成7年から平成10年の4年間では毎年120件から130件程度の数であったことから、ここ数年の社会情勢を背景に1.7倍程度増加したことがわかる。この内、8割程度が一時的な経済的困難によるものである。経済的困難者は今後も増加する可能性の高いことが予想される。残りの2割は他大学受験・専門学校進学・就職等進路変更による休学・退学への考慮を理由とするものである。

私費外国人留学生に対する授業料減免状況は、平成16年は採用率が100%以下となっているが、これは留学生が留年をしたためで、その他の留学生は、本学の制度として、すべて授業料30%の減免を受けている。本学の場合、私費外国人留学生は、アジアの国々からの出身者がほとんどであり、経済的に困難な状態の学生も多いことから、授業料の30%減免の制度は、留学生にとって非常に大きな経済支援となっている。

## 【将来の改善改革に向けた方策】

### a. 奨学金制度の運用

近年の経済情勢の悪化に伴い、奨学生が必要とする貸与月額も高くなってきている。よって、従来の奨学金種別の希望順は、第1希望が日本学生支援機構第1種奨学金（無利子）、第2希望が学内奨学金（無利子）、第3希望が第2種奨学金（有利子）であったが、近年では従来の第2希望に対して第3希望が逆転してきている。無利子奨学金の魅力よりも、現実問題の貸与月額を考えた希望順になってきている。日本学生支援機構においては、毎年少額ではあるが、第1種奨学金の貸与月額が増加している。こういった現状を受けて、本学においても貸与月額の見直しをする時期にきているといえるであろう。

さらに、今後の経済状況を考えると、奨学金の受給希望者が増加する可能性は高い。しかしながら、奨学金制度が設立されてから年数が経過し、返還者が増加するに連れ、返還金の延滞者が出てきている。返還が滞れば奨学金制度そのものの存続が危ぶまれる。よって平成16年度満期者より、従来の年賦返還から月賦返還へと移行し、返還者に与える金銭的負担を解消した。さらに、振込用紙による口座振込から、口座振替制度に移行し、返還者が金融機関まで出向く煩わしさを解消し、返還率の向上に努めている。今後は、既卒の返還者にも年賦返還から月賦返還への移行を勧めていかねばならない。

### b. アルバイトによる学生の経済的支援

本学学生に良質なアルバイト情報の入手先として、本学学生室の役割を強めるとともに、学生がアルバイト先を決める際には、自分自身で出向いて、就労条件等細部を確かめ、勉学に支障のないよう納得した上で最終決定するよう指導していく。

### c. その他の経済的支援

延納願申請者が今後も増加することが予想され、中には延納期限においても納入が困難な学生が出てくると思われる。それらの学生を救済する措置として、学費減免等の支援が必要である。

また、自然災害等で被災した学生および入学予定者に対する支援体制の早急な整備も必要である。

## （2）生活相談等

### 1) 学生の心身の健康保持・増進及び安全・衛生への配慮の適切性

#### 【現状の説明】

充実した学生生活を送るために、心身ともに健康であることが大切である。毎年定期健康診断を、在学学生は年度末に、新入生は入学式後、4日間にわたって実施している。健康診断の結果、病気や異常が発見された場合、早期に検査や治療を受けるよう病院を紹介し、血圧の高い学生に対しては食事指導や有酸素運動の勧めなどの指導を保健室が行っている。健康診断結果は、就職活動やアルバイトなどに必要な健康診断証明書の交付に利用されている。また、入学時に現在治療中の病気や既往症等を調査し、学生各自の病状を把握し学業を継続していけるよう保健指導等に努めている。

健康診断時に学生全員に栄養調査を実施し、健康診断結果とともに栄養調査の結果を家庭に送付している。食事栄養調査説明会の参加者を増やすために、平成13年度は栄養指導日を2日間

に増やし、平成14年度は2日間で午前・午後と4回栄養指導を行った。平成15年度からは要栄養指導対象者に対して個人別に指導を行った。平成15、16年度に個人で栄養指導を受けに来た学生は、それぞれ10人ほどであった。上記とは別に、保健室で体重や体脂肪の測定をした後には、肥満学生に対して食事指導、運動指導を行っている。また、下宿している学生で料理の作り方など相談があれば、「1日に何をどれだけ摂ればよいか」や「1人で簡単に作れる電子レンジを使った料理」などの紹介を行っている。

保健室には体脂肪測定器の他に、自動血圧測定器・視力測定器が設置されている。また、いろいろな健康相談や具合の悪い学生の看護・怪我の手当、病院への紹介や搬送を行っている。課外活動、学校行事、研究室でのゼミ旅行等の際には、救急薬品および衛生材料を含めた救急バックの貸し出しに応じている。

精神的なことで相談にきた学生は、学生相談室のカウンセラーに橋渡しをしている。平成16年7月に教職員や事務職員対象に臨床心理士の「岩本直美先生を囲んでの学習会」を開催し30名の参加者があった。青年期に起こりやすい疾患、無気力、ひきこもり等の概要、最近の学生の傾向、学生対応のポイントなどについて理解を深めることができた。今後もこのような相談会を設けていきたい。

本学でのイッキ飲みによる学生の死亡事故以後、毎年度新入生については、健康診断と平行したアルコールパッチテストの実施、各自の体質の判定を行っている。さらに、「お酒と健康」「お酒との正しいつきあい方」などの小冊子を配布し、AAセミナーで活用してもらっている。

平成16年のリーダースキャンプでは、本学の校医である大同病院呼吸器科吉川公章院長に「スポーツと喫煙」の演題で講演を依頼し、喫煙の害についての理解を深めた。

学生は学生教育研究災害傷害保険に全員加入しており、正課中・クラブ活動中・休憩中・通学中の事故に対して教育研究活動中に被った災害に対して必要な給付がうけられる。また、学生総合補償制度未加入者で、クラブ活動中に被った怪我で学生教育研究災害傷害保険で適応にならない学生については、後援会より治療費を援助を受けている。

### 【点検・評価】【長所と問題点】【将来の改善改革に向けた方策】

#### a. 就職活動用健康診断証明書について

就職活動に必要な健康診断証明書は大同病院健康管理科にて月から金曜日の午後1時より午後3時の間で発行されていた。しかし、授業や就職活動と重なり指定の時間に病院へ行くことができない学生も多いため、平成15年度より発行時間の延長を依頼し、1時間長くなっている。

また、どうしてもその時間にいけない学生に対しては、保健室より事情を話し午前中の発行を依頼し、徐々に改善されてきている。

健康診断証明書には既往症欄が設けてあったが、そこに記入があると既往症のみで採用を断られるケースが見受けられるため、校医に事情を理解してもらい、平成14年度より健康診断証明書の様式を変更、既往症欄を削除した。その後、学生からの苦情はなく、就職試験を受けた会社等から既往症についての問い合わせなども受けていない。

健康診断証明書発行手数料は、1通目は1,050円、2通目から525円であり、大同病院健康管理科において発行されている。他大学の調査をする必要があるが、発行手数料は200円から300円が主流といわれている。本学の就職指導室の調査では、1人あたりの発行枚数は、1通が207名、2通が164名、最高が17枚、平均すると3.2枚であった。学生への負担

を考えると、手数料改定の交渉をする必要があると考える。

#### b. 1人暮らしの学生への料理講習会について

よい食事は健康な心と体をつくるといわれている。1人暮らしを始めた学生で料理の方法を知らなかったり、偏った食事をしていたり、料理はできても食塩の使いすぎや、油の使いすぎ、砂糖の摂りすぎなどの問題があることが栄養調査より分かってきている。1人暮らしの学生の多くは電子レンジを持っているが、温めるために使われることがほとんどである。レンジを使って短時間でバランスの取れた簡単で美味しいおかずができるといった講習会等を検討する必要があるだろう。

#### c. 肥満学生数の増加傾向について

健康診断の結果、受診者数に対するBMI 27以上（肥満者）の学生の割合がわずかではあるが増えてきている。生活習慣病と肥満の関係が指摘されているにもかかわらず、なかなか具体的な行動に移れない学生が多く、栄養指導の機会を設けても参加する学生が少ない。このような状況に対して採血検査を実施し、それらのデータをもとに保健指導を行うことによって、動機付けを強化し自らの健康を考え行動するきっかけになるのではと考える。

#### d. 喫煙場所について

平成15年5月に健康増進法が施行され、分煙・禁煙を進めるよう定めている。本学では、館内は全面禁煙になっているが、屋外の通路に喫煙所があり、受動喫煙の恐れがある。喫煙所を再点検する必要がある。

表I-10-3 保健室利用状況（平成11年度から平成15年度）

	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
傷病	601	706	1145	1033	1123
血圧測定	486	656	563	535	582
体脂肪測定	532	684	521	468	421
健康相談	57	54	106	194	225
計	1676	2100	2335	2230	2351

表I-10-4 食事栄養調査説明会実施状況（平成11から平成14年度）

	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度
学生総数	3050	3026	3230	3051
指導対象者数	520	260	277	293
参加人員	63	35	53	55
参加率	12.1	13.5	19.1	18.8

表 I - 10 - 5 学生教育研究災害傷害保険適応状況（平成12年度から平成15年度）

	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度
正課中	1	1	4	
課外活動中（学校施設内）	5	4	9	9
課外活動中（学校施設外）		1	4	4
大学行事中	1	2	3	2
学校施設内にいる間	1	1	2	1
通学中	3	3	6	2
計	11	12	28	18

## 2) ハラスメント防止のための措置の適切性

### 【現状の説明】【点検・評価】

幸いにも学生相談室、保健室においては、学生からのセクハラについての相談は受けていない。

### 【将来の改善改革に向けた方策】

セクハラを受けそうになった時やセクハラの被害者になった時、被害の深刻化を予防するためにも、相談できる窓口を周知させる必要がある。また、セクハラを受けたり、起こしたりしないために研修や教育を通して周知・啓蒙に努めることが必要である。

## 3) 生活相談担当部署の活動上の有効性

### 【現状の説明】【点検・評価】

学生相談室は創設後8年経過し、学校医、臨床心理士、本学の健康科学および教育学の専任教員が相談員となっている。学生と共に問題を考え、より望ましい解決を見出せるよう親身な相談を行っている。また、「学生相談室案内」を学生ホール等の3ヶ所に設置し、相談の申込を受け付けている。新入生に対しては、ガイダンス時に学生相談室の広報をカウンセラーが行い、学生への周知を図っている。

## (3) 課外活動

### 1) 学生の課外活動に対して大学として組織的に行っている指導、支援の有効性

#### 【現状の説明】

#### a. クラブ委員会の行うクラブ活動活性化の取組みについて

##### (a) クラブ委員会主催の学生行事について

本学の課外活動を支援しているのは、公認の各クラブの代表者から組織されるクラブ委員会と呼ばれる学生組織である。クラブ委員会はクラブ活動における内規を制定し、それを遵守させ、クラブ活動における秩序を保ち、クラブ活動を活性化させるために様々な取組みを行っている。また、彼らは年間を通して数々の学生行事を主催し、行事を通してクラブ間の垣根を越えた親睦交流を図っている。中でも、特筆すべきは毎年8月末に実施されるリーダーズキャンプである。

各クラブから現リーダーおよび次期リーダー2名が参加し、総勢100名を越える規模で、2泊3日の合宿を行い、クラブの申請書類、援助金の流れ等についてこの場で理解させ、後輩へと引き継いでいる。また、リーダーキャンプではクラブ活動活性化についてのグループ討論会、全体討論会も開催し、活発な意見交換の場となっている。こうした行事は、事前の計画立案から学生室が必ず関与し、学生委員会の審議を経て実施しており、学生室はクラブ委員会へのアドバイザー的な役割を担っている。

#### (b) クラブ委員会からの援助金について

クラブ活動に対する金銭的援助のために、クラブ委員会には毎年1,500万円程度の予算が学生会執行委員会の学生会費から割り当てられる。既述の学生行事の運営費をはじめ、各クラブの消耗品、クラブ員の対外試合、合宿における交通費等の援助についてはこの予算から捻出される。各クラブは、毎年5月に年間の予算申請書をクラブ委員会に提出し、クラブ委員会が前年度の会計監査報告および書類の提出状況、活動状況等を考慮し、厳正な審査の上、予算の割り当てを行っている。クラブ委員会が取り扱う金額はかなりの高額のため、学生室はクラブ委員会に対して、アドバイザー的な役割を担っている。

### **b. 大学が行うクラブへの援助について**

#### (a) 援助金について

クラブ委員会が行う金銭的援助とは別に、大学からもクラブに対して金銭的援助を行っている。毎年、強化クラブに対して500万円、一般クラブに対して1,000万円のクラブ援助金が割り当てられる。大学が行う援助の種類を以下に示す。

- ① 学生連盟等の年間登録費
- ② 全国大会およびそれに準ずる大会における公式試合および発表会等の参加費
- ③ 全国大会およびそれに準ずる大会における公式試合および発表会等のクラブ員の旅費
- ④ 顧問・監督・コーチ等の引率に伴う旅費
- ⑤ クラブ活動に要する1基、1個、1組、または1台(以下「1件」という)等の取得価格が100,000円以上で耐用年数1年以上の物品購入費の一部。ただし、クラブ活動上重要で耐用年数が1年以上のものは、1件の取得価格が100,000円未満であっても購入費の一部を援助する。
- ⑥ クラブ委員会が取り扱う各クラブへの援助費用の一部
- ⑦ クラブ活動活性化のための顧問同席のもとで実施する懇親会費用の一部
- ⑧ クラブ活動報告会の費用

物品購入費の援助については学生室が窓口となり、前期、後期と年に2回それぞれのクラブに援助を行っている。クラブ委員会の援助金との大きな違いは、クラブ委員会が消耗品およびクラブ員の交通費等の援助をするのに対し、大学は消耗品等でなく各クラブの部費では購入困難な物品等を援助しており、はっきりと区別されている。また、学生室は、こうした金銭的援助以外にもクラブ活動におけるスクールバスの運行援助等も行っている。

#### (b) クラブ活動報告会について

毎年1月にクラブ活動の活性化を目的として、クラブ活動報告会をクラブ委員会主催、学生室共催で実施している。各クラブが3分程度で1年間の取組みを発表し、多くの仲間に分達の活動を広める機会としている。また、このような報告会で発表することにより、学生のプレゼン能力、コミュニケーション能力の向上にも役立っている。報告会では年間の功労クラブおよび個人の表彰も行っており、彼らの活動を評価することにより、学生がより一層やりがいを感じてクラ



ブ活動に励んでくれることを期待している。

#### 【点検・評価】

##### a. クラブ委員会の行うクラブ活動活性化の取組みについて

本学のクラブ委員会は他大学には余り類を見ない団体であり、その活躍は大変高く評価できる。彼らの地道な取組みがあって現在のクラブ組織が成り立っていると言っても過言ではない。しかしながら、彼らもやはり他のクラブ員と同様に学生であるため、彼らの活動状況を常に把握し、適切な指導をしていく学生室の役割は重要である。

##### b. 大学が行うクラブ援助について

金銭面での援助は、大学およびクラブの規模から考えても十分な支援体制が整っていると考える。

#### 【将来の改善改革に向けた方策】

##### a. クラブ委員会について

援助体制、書類関係ともにここ2年間でかなりの改革が進められ、平成16年によく軌道に乗ってきたところであり、今後も継続して定着させる努力が必要である。また、クラブ活動は人格形成の場でもあることから、クラブ加入率をいかに上げていくのが課題である。平成17年度からは、入学式にて配布されるクラブ紹介誌「和技」のDVD化も進められており、時代に合った様々な工夫がなされている。学生室は、このような動きを支援していく重要な役割を担っている。

##### b. 大学の指導・支援について

クラブに対する直接的指導は、これまで通りできる限りクラブ委員会を前面に出し、学生室はクラブ委員会にアドバイスする形で支援していくことが望ましいと思われる。学生の自主性を重んじ、そのバックアップをしていくことが学生室の役割である。しかし、例えばスクールバスの運行において、毎週火、水曜日が運休日となるなど学生の活動に対する支援体制がまだ不十分である点もある。他部署との連携もとりながら改善をしていく必要がある。

また、クラブ推薦入試の在り方をはじめ、クラブ活動に対する学内の理解を得られるよう、学生室が中心となって体制を整えていかねばならない。

##### c. その他の課外活動支援について

平成16年度に起きた台風・集中豪雨による風水害および新潟中越地震による震災のように、自然災害等の被災者に対するボランティアをはじめ、学内外を問わず、ボランティア活動の支援体制を早急に整備する必要がある。

## 2) 資格取得を目的とする課外授業の開設状況とその有効性

#### 【現状の説明】

平成14年4月に学園組織としてエクステンションセンターを設置（平成15年1月に大学組織の社会交流エクステンションセンターへ改組。）し、学生の資格取得、スキルアップの支援講座を大幅に増設し、資格に関する窓口相談、受験サポート等を充実させた。

各講座は、講師・委託業者、開講時期・回数、受講料等において、毎年、内容の見直しを行い、新規講座の増設を行っている。

### 【点検・評価】

平成14年以降、各支援講座の受講者数および、資格取得者数が毎年増加していることは評価できる。

### 【将来の改善改革に向けた方策】

丁寧な窓口指導と、受験願書の取り寄せや受験手続きのサポートを行っていること等により、講座受講者の増加と資格取得者の増加という成果を上げているが、反面、学生対応が過保護になっていることは否めない。学生の自主性、自立心育成に対しては窓口対応方法にジレンマを感じている。

学生の就職活動時および就職後の業務に対するスキルとして、より有利となる資格を時勢に合わせて選別し、指導して行く必要がある。

## 3) 学生代表と定期的に意見交換を行うシステムの確立状況

### 【現状の説明】

本学では、「学生会との懇談会」と称し、毎月1回、学生会執行委員会と学生部長、次長も交えた学生室との意見交換会を実施している。学生会が年に2回開催している学生代表者会議で出された意見を集約した大学に対する要望等もこの場で要望書として提出される。それに対し、学生室もこの懇談会で回答書として回答している。なお、学生行事についての学年暦の調整もこの会を利用して行っている。

### 【点検・評価】

学生代表者と学生室との意見交換は、学生全体と大学全体との意見交換として非常に重要なものである。本学におけるこの「学生会との懇談会」は、学生と大学とを繋ぐパイプとして重要な役割を担っていると共に、このような制度が大切であると考ええる。

### 【将来の改善改革に向けた方策】

学生との意見交換をする中で、近年特に感じられるのが、学生の受身の姿勢である。学生室としては、積極的な学生の意見を引き出せるよう指導していかねばならないと考える。また、お互いが、気楽に話し合える場として、今後も継続していくことが重要である。

## (4) 就職指導

### 1) 学生の進路選択に関わる指導の適切性

### 【現状の説明】

#### a. 学生の進路選択にかかわる相談窓口

学生の進路選択にかかわる相談は、1から3年次生については指導教員（講師以上の全教員）が対応している。3年次の後期からは、各学科それぞれ2名の就職担当教員が選ばれ、その就職担当教員と卒業研究指導教員が協力して、就職が内定するまで進路相談および指導を行っている。

また、大学の求人受け入れ窓口および学生への企業斡旋の取りまとめ役は、就職指導室が行っている。その他に、就職指導室では、求人のための企業訪問、学生の就職に関する進路相談、来訪企業の対応、就職に関する学生の基礎学力向上および各種の就職支援ガイダンスの開催、学内

委員会の主催、対外的な各種就職関連協議会・委員会への出席、各企業団体並びに各大学就職指導部署との情報交換、学生の内定状況や企業の求人状況等統計情報の管理等多岐にわたって行っている。

#### **b. 学生の進路選択にかかわる指導内容**

学部1年次生には、本人記述の「自己発見シート」をもとに、指導教員との面談で充実した学生生活を送ることを指導アドバイスしている。2年次生になると「キャリア発見シート」を作成させ、自分の進路を考え、現在の自分を見つめ、2年次生以降どのような学生生活を送ればよいかを考えるきっかけになるよう指導している。3年次生には、年8回におよぶ就職支援ガイダンスにて進路選択のためになる各種の情報を提供し就職に対する意識の高揚を図っている。

また、学生の進路相談に関して、本学後援会を活用して、父母を対象に、全国各地に会場（9ヵ所）を設けて年1回、9月から10月にかけて、教員と父母との個人面談や就職指導内容の説明等で理解を深めて頂くことを実施している。

#### **【点検・評価】**

##### **a. 学生の進路選択にかかわる相談窓口**

各教員は、大学院生の研究指導および授業、学部生の卒業研究指導および授業、各種学会活動および学内各種委員会の委員等の任務を担うとともに各自の専門分野の研究と非常に多忙の中で、学生の進路に対する相談に対応している。

一方、就職指導室には、専任の5人の事務職員が在籍しているが、企業の採用活動の早期化、長期化さらには、応募形態の多様化で事務量の増大で非常に多忙の中、学生の就職・進路の相談に適宜対応している。

このように進路相談および就職指導は、教員と事務職員の連携により、有効また、適切に遂行されており、その結果、本学では毎年、就職内定率100%を堅持している。

##### **b. 学生の進路選択にかかわる指導内容**

学生の進路選択にかかわる悩みは、自己の内面的な分析ができないこと、将来に対する夢を描けないこと等に起因すると考えられるものが多い。その結果、その学生は就職活動の次のステップである業界研究による進路選択や採用試験対策に積極的に取組めないケースもある。

教員や事務職員による面談指導、父母との連携等は、個々の学生が本来持っている豊かな人間性を十分表現できるよう有効的に機能していると評価する。

#### **【将来の改善改革に向けた方策】**

進路選択のうち、就職に対する指導の中心は学部3年次生になってからである。最近の「フリーター」、「ニート」といった社会風潮や企業採用学生に対する即戦力能力の要求等を考えると、低学年時の職業観的指導が必要である。

この対処のために、各指導教員と就職指導室との連携の強化、現状の事務処理の効率化を図り、低学年からの職業観育成のための教育・指導の充実に努力する必要がある。

## **2) 就職担当部署の活動上の有効性**

#### **【現状の説明】**

就職指導室には、企業出身者や学内での他部署を経験した人材を配し、学生の就職に関する進

路相談、求人のための企業訪問、来訪企業の対応、就職に関する学生の基礎学力向上、本学主催の企業説明会開催等を教員との連携のもとに実施している。さらには、対外的な各種就職関連部署との付き合い等による就職関連情報の収集、学生の内定状況や企業の求人状況等の各種の統計データ管理等で教員の活動をサポートするとともに学生就職指導の企画提案を実施している。

#### 【点検・評価】

フリーターやニートの増加の社会風潮の中で、就職100%を堅持しているのは、本学の学生への進路指導に当たって、卒業研究指導教員、就職担当教員および就職指導室とが各々の役割分担を理解し、実践しているからである。この内、どちらがはずれても、よい結果は望めない。このように、就職担当部署は有効に機能していると評価できる。

#### 【将来の改善改革に向けた方策】

一体論が優先し、各者の役割分担および責任の所在が不明確になる場合がある。

それぞれの役割や責任をお互いが理解し、よりスクラムの環を強固なものにして行くことが必要である。

### 3) 就職指導を行う専門のキャリアアドバイザーの配置状況

#### 【現状の説明】

平成16年7月よりキャリアアドバイザー（平成16年3月まで本学就職指導室長として勤務）が13時から17時の間常駐をして、学生および卒業生の相談に当たっている。相談者は平成16年7月から12月までで延べ123名（実質49名）で、4年次生・大学院2年次生が5割、卒業生が3割、3年次生・2年次生が2割となっている。相談内容は、4年次生・大学院2年次生は職種や業種・企業に関する相談、3年次生・2年次生は幅広い職業選択や就職活動の具体的ステップに関する相談、卒業生については転職に関する相談が中心である。

#### 【点検・評価】

当初想定した自分の進路を自分で見つけることができない学生の相談はあまりなく、具体的職業の内容や就職先の相談が多い。その中で、今まで実態として見えていなかった卒業生の転職相談があったことが特筆される。就職相談を受けた学生や卒業生がいずれも内定を勝ち取り、転職・再就職を果たしており、キャリアアドバイザーは有効に機能していると評価できる。

### 4) 学生への就職ガイダンスの実施状況とその適切性

#### 【現状の説明】

就職ガイダンスは、3年次生の5月に第1回がスタートし、その年度の2月に最終の第8回を実施している。加えて、全員を対象とした経済セミナーと女子学生のみを対象とした女子学生ガイダンスを実施している。内容は、第1回の「就職に対する心構え」に始まり、「自己分析の重要性」、「業界説明、業界研究の仕方」、「先輩は語る」、「企業講師講演」と進み、2月の最終回では「面接の仕方、就職活動について」を実施し、2月から始まる学外企業説明会での就職活動にスムーズに入っていけるよう指導している。平成16年度からは、従来の聴講形式のガイダンスを改善し、学生が発言できるような工夫を各回に取り入れている。

### 【点検・評価】

過年度生を除く当年度生のみガイダンス参加率は80%である。また参加の少ない学生には特別ガイダンスを実施し、ガイダンスの効果を上げるよう努力している。その結果、2月の学外企業説明会参加企業には学生の大半が好印象の評価を得て、参加企業の40%から内定をもらっている。さらに、最終就職率100%を堅持していることから就職ガイダンスは有効に機能していると評価できる。

## 5) 就職活動の早期化に対する対応

### 【現状の説明】

従来は3年次生の後期に開始していた就職ガイダンスを前倒しし、平成15年度から5月にプレガイダンス、第1回ガイダンスを夏休み前に実施し、最終を3月とした。さらに、平成16年度には、5月のプレガイダンスを第1回とし、最終回を2月に改めた。

平成15年度には、外部団体の活動として、情報各紙に対して、正常な学校教育と学習環境を確保できるよう大学の学年暦を尊重する旨の申し入れを行った。

### 【点検・評価】

早期化に対しては、文部科学省や日本経済団体連合会、学校関係団体等が是正に動き出しているが、その判断は企業の良心に委ねられている。したがって、より良い人材を確保したい企業心理からは非常に難しい問題である。大学としては、対応策としてガイダンス等を早期化せざるを得ないことから、結果的に早期化を容認することになっている。

## 6) 就職統計データの整備と活用の状況

### 【現状の説明】

教員や就職指導室職員が学生の進路管理として活用している学生個人データは、「学科別出身地別学生在籍数」、「就職ガイダンス、企業説明会への学生出欠管理票」、「各種模擬試験類の結果」、「進路登録票（進路希望先、勤務地希望、受験希望企業名等）」、「入社試験応募履歴」、「内定および進路決定先」等がある。また、後輩の就職支援のために開示する個人データは、「入社試験報告書」、「内定進路決定先」や企業から入手した「大学同窓生名簿」等がある。いずれも電子データに整備し、常時検索できる状態で管理するとともに、必要に応じて加工し提供している。

### 【点検・評価】【将来の改善改革に向けた方策】

データ類は、現在の就職率100%を堅持するためには、非常に重要なものである。しかし、データの活用のためにより開示を増やせば、個人情報保護法の規定にふれる可能性が出てくる。したがって、セキュリティを十二分に考慮し、管理体制について検討する必要がある。